

第3号議案 定款一部改正

提案理由

定款第30条第5項において、「当該年度の会費等を未納の正会員については納入までの間、その表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。」とあります。

欠席者で委任状を提出した者で、前日までに会費を振込したにもかかわらず、金融機関側の事情にて入金取扱が翌営業日になる場合などが発生するため、会員の不利益とならないように第5項を削除することを提案します。

また、定款第9条第3号で1年以上会費を滞納したとき、会員資格を喪失することとなっていますので、会費滞納を容認するものではありません。

提案

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項、第2項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない。

(削除)

5. ~~その事業年度の会費等を未納の正会員については納入までの間、その表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。~~